

「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた方針及び過大規模校化への対応方針」中間案へのパブリックコメント 「意見の概要と教育委員会の考え方」

「一定規模確保に向けた方針」 意見数 23 件（8 人）

ご意見の概要		教育委員会の考え方
一定規模の考え方・取り組みの進め方に関すること（意見数 6 件）		
1-1	<p>学校に通わせている親たちの間では、不安や心配の声が多く聞かれます。</p> <p>できるだけ早いうちに、説明と意見交換の場が開かれていくとうれしく思います。</p> <p>地域の小学校は、小規模で、近隣にも小規模校 2 校、大規模校 2 校があり、また、中学校区は小規模校と大規模校の学区にまたがっています。たくさんの問題が発生しています。</p> <p>少しでも早いうちに、住民へのご説明、意見交換の場が開かれることを切望しております。</p>	<p>一定規模確保に向けた取り組みを進めるにあたりましては、より多くの保護者や地域の皆様から、児童生徒の様子、地域の状況、あるいは、これからの学校のあり方などへのお考えをお聞きする必要があると考えております。一定規模確保に向けた方針策定後、様々な機会を持ちご意見を伺ってまいります。</p>
1-2	<p>地域の小学校は、現在 1 年生から 6 年生まですべて 1 クラスで 30 名～40 名程度で 200 人をやや超える程度の規模です。クラス替えの経験はできず、運動会や学芸会にしても、私が子どもの頃に比べると、やや寂しい感じがするのは否めません。</p> <p>ただ、この条件を解決するために、近隣の小学校と合併・統合すると、歩いての登校は不可能になります。ただ子を持つ親の意見としては、日常が大切です。</p> <p>小学校に求める第一の条件は近さです。各学年 2 以上全校 12 学級以上を確保するために、統合するのは、メリットもありますが、親としては、毎日登校させるのに近い方がいいです</p> <p>地域の小学校は小規模ですが、逆に先生方みんなに名前を覚えてもらえるし、小規模故に丁寧に教えてもらっているというメリットもあると思います。</p>	<p>学校の今後のあり方についての保護者や地域の皆様との話し合いでは、学校を統合した場合の教育環境の変化や新たな通学路の安全確保策など、学校が存続する場合には小規模校の良さをどのように引き出し、課題をどのように解消あるいは緩和していくかなどをテーマにして、小規模校の良さや課題について理解を深めていただきながら進めてまいります。</p>
1-3	<p>今回は検討委員会が設けられていないのはなぜか。</p>	<p>平成 20 年策定の基本方針及び実施方針においては、検討委員会を設置し一定規模の基本的な考えとともに、学校ごとに具体的な方策について検討していただきました。今回の実施方針の見直しにおいては、これまでの取り組みの検証により、一定規模未満校へ幅広く対応することとし、改めて学校ごとに検討を行う必要はないと判断したことから、検討委員会は設置しておりません。なお、基本方針は国の教育制度の改変等があった場合に必要に応じて見直すこととしており、平成 20 年の基本方針策定以降、基本方針の見直しが必要となる教育制度の改変等はなかったことから、見直しは行わないことにいたしました。</p>
1-4	<p>基本的には、子どもが歩いて自力で通える区域に学校があるべきで（とくに小学校）、学区の変更はともかく、統廃合は地域によってはスクールバスによる通学が生じるなど、子ども達の日常生活に大きな影響をもたらす。</p> <p>一定規模の中でしか、子どもが育たないという考え方をどうみるか、前回の検討委員会から約 10 年を経た今、当時から該当校とされていた学校と地域等を中心にしっかり検証されるべきである。</p>	<p>市内の児童生徒が同じような教育を受けることができるように教育の機会均等を図り、また、よりよい教育環境の中で学べるようにするためには、一定規模が必要と考えております。一方、小規模校には児童生徒が学年を超えて交流することができるなどのメリットもあることから、一定規模の中でしか子どもが育たないとは考えておりません。</p> <p>平成 20 年当時に一定規模未満であった学校、その後一定規模未満となった学校のどちらにおいても、児童生徒の様子、地域の状況等について保護者や地域の皆様と</p>

		丁寧に話し合いをさせていただき、学校ごとの課題等を共有し、皆様とともに解決してまいりたいと考えております。
1-5	<p>基本的方針は変わらないとはいえ、今回のまとめを見ると、今後、一定規模に達しない学校はどんどん増加していくこと、規模に達しない場合は自動的に統合などの施策の対象となるように受け取れる。</p>	一定規模に達しない学校については、一定規模確保に向けた取り組みの対象となります。一定規模確保に向けた取り組みは、子供たちの教育環境を改善するため、「学校の存続」も含め、保護者や地域の皆さまとともにその学校に応じた改善策を検討していくもので、自動的に統合などの施策の対象となるのではなく、また、学校統合が決定しているというものでもありません。
1-6	<p>子ども達の成長を地域皆で応援していけるようなコミュニティを創造的に考えなければならないのではないか。地域の中で学校がどのような存在であるのか。そういう意味で、小規模校であることを活かせる要素は大きい。</p> <p>子どもの成長に関わることはもちろん、こうしたコミュニティに関わる問題を費用対効果で考えることは間違いである。</p>	一定規模確保に向けた取り組みは、費用対効果という視点で進めているものではなく、児童生徒の教育環境の改善や課題の解消を目的としております。
学校の存続に関すること（意見数：5件）		
2-1	<p>小規模校には課題がたくさんあり、一定規模以上が学校規模として必要という論理は、世界の流れから外れた論理です。世界保健機構（WHO）は、人間的教育を保証するため「100人以下」の学校を勧めています。小規模校のデメリットのみを強調し、地域の住民が、自らが「統廃合は仕方の無いこと」「学校が地域に無くなることはどうにもならないこと」と、解決の方途を放棄させてしまうような手法をやめて、小規模校の地域を励まし、学校存続のために工夫を凝らす姿勢を貫く市政であってほしいと希望します。</p>	一定規模確保に向けた方針は、小規模校のデメリットを解消あるいは緩和し、教育環境を改善・向上させることを目的として策定いたします。取り組みは統合ありきで進めるものではなく、保護者や地域の皆様と望ましい児童生徒の教育環境のあり方を話し合いながら丁寧に進め、保護者や地域の皆様の判断を尊重いたします。学校が存続するとなった場合には、文科省の学校統合に係る「手引」などを参考としながら、課題の解消や緩和に努めてまいります。
2-2	<p>中心部の開発ばかりの行政ではなく、これまで行政を支えてきた周辺部の地域の役割やその地域が果たしてきた意義を再認識して、地域の再生を工夫することが求められています。安易に廃校の道を進むことのないよう慎重で丁寧な知恵や取り組みを出し合ってほしいと思います。</p>	一定規模確保に向けた取り組みは、保護者や地域の皆様から丁寧にご意見をいただきながら、学校や児童生徒の様子や地域の状況等について話し合いをさせていただき、学校ごとの課題を共有し、皆様とともに解決してまいりたいと考えております。
2-3	<p>山村の学校に一定の予算を計上して魅力的な性格を持たせることはできない事ではないと思います。小さな学校の自然消滅を待つような今の状況から、豊かな自然と収穫の喜びを体感できる教育への積極的な意味を持たせる特色ある学校づくりに転換するような応援をしてはどうかと思います。</p>	平成24年に策定した「仙台市教育振興基本計画」に基づき、市立各小・中学校では、特色ある学校づくりとして地域の行事等を学習に取り入れ、大人も子供も人と社会の関わりの中で学びを充実させる取り組みを進めております。
2-4	<p>「学校」は子どもたちの学舎であるとともに、地域コミュニティの核でもあります。今回の震災時に各小・中学校が果たした役割（避難所、地域復興）を考えれば、そのことは明らかでしょう。地域に学校があるかないかは地域の死活問題であり、まさに地域のライフラインです。また、地域に子どもたちの通う学校がなければ、地域の世代交代はうまく行かず自ずと地域の活力は失われていきます。</p> <p>今回の中間案は、これまでの方針を踏襲しているものの、震災の経験から改めて見えてきた学校の役割や位置づけなどについては、まったく言及されておりません。避難所運営などではさまざまな困難や課題が多く学校の学校でみられました。それらの課題ともリンクさせながら、改めて学校の役割や位置づけをみなおし学校規模の問題も考えていく必要があるのではないのでしょうか。</p>	学校が小規模化してくると、一定の課題が生じてくることから、中間案は、より早い段階から保護者や地域の皆様と、学校のあり方について共通理解を得るための取り組みを進めていくという基本的な考え方をお示ししたものです。一定規模確保に向けた話し合いに際しては、地域コミュニティの状況や避難所機能のあり方などを含め、個別の地域の実情を十分に踏まえて進めてまいります。
2-5	<p>乳幼児期は親の目の届く範囲で遊び生活していた子どもたちも、小学校に入ると交友関係も行動範</p>	市立の各小・中学校において、特色ある学校をつくるため、地域の行事等を取り入

	<p>囲もぐんと広がって、子ども独自の世界が広がっていくものです。同時に保護者もまた、学校のPTA活動や子供会、地域での行事などを通じて、それまでにはなかった地域の人たちや保護者同士のつながりが形成されていくものです。学校は、子どもの成長とともに、まさに人と人、人と地域の出会いをつくり結びつけるとても大切な地域コミュニティの核だと感じてきました。その点から中間案を見ると、学校を存続させるために行政は何ができるのか、どう対応するのかの記述が大変少なく、教育行政が小さな学校にどのようなまなざしを向けているのか気になることもあります(統合ありきでは困ります)。教育行政はもっと地域の学校を存続させるために自ら何ができるのか、そのために同地域や学校とともに取り組んでいくのか、そのことの積極的言及があってほしいと感じました。</p>	<p>れ、人と地域の関わりの中で学びの充実に努めていますが、学校のあり方を考える場合は、児童生徒にとって教育環境がどうあるべきかを第一に検討する必要があると考えます。</p> <p>学校の状況や地域の実情はそれぞれ異なっていますので、学校を統合する、あるいは存続させるという判断は、保護者や地域の皆様のこれからの学校のあり方についてのお考えが尊重されるべきものと考えております。したがって、方針ではそれぞれの学校のあり方については記載しないことといたしました。</p>
通学区域・編入に関すること		
3-1	<p>大規模で困っている学校では、通学区域の変更とあります。いまの学校に、市内の子どもがバランスよく通える方法、小規模でも希望する子どもが通学区域を越えて通える学校にはできないのでしょうか。</p>	<p>希望する学校への通学は、登下校時の安全や地域とのつながりを確保することが難しく、制度化は困難なものと考えております。一方、現有の学校施設の規模や配置と児童生徒数を考慮しながら通学区域を適切に設定していくことは重要ですので、引き続き地域ごとの実情を踏まえながら取り組んでまいります。</p>
3-2	<p>中学校入学時にクラブ活動を目的に他の学校への入学は、比較的安易な手続きで可能と聞いています。しかし、大規模校、市内の入学予定者が、中山間部の学校へ入学を希望した場合、編入条件項目に該当する項目がないという理由で編入は難しいと聞いています。</p> <p>親と子どもの強い意思であるなら、小規模校への編入の自由化処置を図っていただき、その選択肢の存在を市民に広報していただき、バス代等の補助も実施していただきたいと思う。</p>	<p>住所による学校の指定は、通学の安全や地域とのつながりを確保した教育環境を守る根幹の制度です。指定学校の変更にあたっては、心身の障害や転居など特別な理由と保護者からの申請により許可しておりますので、特別な理由を欠いた指定学校の変更や通学補助は難しいものと考えます。</p>
校務・教員配置に関すること		
4-1	<p>教員の『教えること』以外の仕事を見直していただきたい</p> <p>小規模校では、教員の数が他の学校に比べ少ないが、他の小学校と同じ事務作業量等の仕事量がある。先生が先生として本来やるべき一番は、言うまでもなく子供の教育だと思います。そこに力が尽くせるようなあり方を目指していただきたく思います。先生が教育の他にやるべき事務的な仕事は、その学校の教員数にあった仕事量にするなどの仕組みを作る、工夫を施すなど。</p>	<p>校務は学習指導等に関わる内容であることから、教員数に関係なく大規模校においても小規模校においても同様の校務を行う必要があり、教員は教えることを最優先にしながら、担当する校務を行っております。</p>
4-2	<p>現在、複式学級となっている小規模校がいくつかあると思います。</p> <p>講師先生には、勤務時間や、勤務内容には制限があり、一般教師の方はそれをカバーしながら自分の学年、校務分掌をこなしていると聞きます。</p> <p>経験豊富な先生方が適正配置されていれば、新任指導力も高いので、問題は大きくならないと思いますが、小規模校という理由で、校長先生も教頭先生も新任、教師も初任校が小規模校。さらに、講師先生も春に大学を卒業したばかりでという状況では、十分な学校運営、教育ができていくのか心配になります。</p> <p>教育委員会責任指導の下、教師の適正配置をおこない、学校間、地域間による教育指導に優劣が生じないようお願いします。</p>	<p>教育委員会では、教員の配置は、市全体を考えた上で適正配置を行っており、小規模校であることを理由とした新任の管理職や教員の配置は行っておりません。</p>
まちづくり計画・過疎化への対応に関すること (意見数：8件)		
5-1	<p>子どもによっては多くの子どもと関わること、大人数でできることなどの経験が必要なのだと思い</p>	<p>保護者や地域の皆様との話し合いでは、児童生徒の将来的な推計なども資料として</p>

	<p>ます。小学校の子どもの数は、このあとも減っていきます。統合という選択肢もあるとは思いますが、近くの学校と統合しても、また数年後には子どもが減って同じ問題がでてしまうのでは？</p>	<p>提供させていただき、児童生徒や学校にとって、今後どのようなあり方が良いのか、保護者や地域の皆様のお考えを丁寧に伺いながら進めてまいります。</p>
5-2	<p>学校がなくなること、小学生中学生を持つ家庭が住みにくい環境、将来住み続けられなくなるのではないかと不安もあります。</p>	<p>統合により通学距離の基準を超え、公共交通機関の利用が出来ない場合には、スクールバス等による通学支援を行い児童生徒の負担の軽減を図ってまいります。また、学習の場においても、学区全体の地域の特色を取り入れるなど、地域と連携した取り組みを進め、児童生徒が地域との関わりを深め、また地域への愛着を持ち続けていけるような取り組みを進めてまいります。</p>
5-3	<p>こうした方針が前提にあると、風評被害以前の問題として、親達に当該校を避ける心理が働き、ますます地域の過疎化を促進する。</p> <p>これからの社会は豊かさを求めるのではなく、小さなコミュニティで助け合い、分け合って生活をつくっていくという視点があるべきと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
5-4	<p>「はじめに」に書いてある「住宅地や山間部で学校の小規模化が進む一方、市中心部や地下鉄・JR沿線地区、大規模開発の実施地区などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進んでいます。」の部分についてです。この事態が自然現象のように書かれていますが、人口減少に伴う様々な課題というより、仙台市政が、人口の流れを見据えた都市計画を作ってこなかった、大きな資本の流れに任せて開発許可を出していた結果生まれたものであると考えます。</p> <p>仙台市の街作りは、子どもたちの育つ環境をテーマに考えられてきたのでしょうか。仙台で育った子どもたちが、仙台を誇りに思い、大人になってこの仙台で安心して子育てをしたいと思うようになる。そのような見通しを提示してほしいと思います。</p> <p>「子どもがいなくなったから、統廃合」「子どもが増えたから、プレハブ」という、開発のツケを子どもたちに転嫁させるような都市開発をやめて、子どもの権利条約や児童憲章の精神を生かし実現する市政であってほしいと願います。</p> <p>今、仙台市には子どもたちが豊かに成長できる学校環境を創造するために、抜本的な全市的な青写真が必要になっています。これまでの基本方針を踏襲することのみに視点を置くのではなく、子どもたちの育ちを真ん中に置いた仙台市の街作りと併せての検討を進めて欲しいと願います。</p>	<p>仙台市では、子どもたちをはじめ、仙台市民が安心して安全に生活しつづけられる街を目指して、平成23年に「仙台市基本計画」を策定しております。基本計画では、「学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり」を掲げ、子どもたちが成長する教育環境づくりを目指しています。一定規模確保に向けた方針は、「仙台市基本計画」の考え方に沿って、児童生徒の教育環境の改善、向上を図る目的で策定するものです。保護者や地域の皆様と学校のあり方について話し合う中で、子育てや街づくりなどへのご意見をいただいた場合には、関係する部局へ対応を求めてまいります。</p>
5-5	<p>過疎化を助長しないように計画していただきたい。</p> <p>山間部に住むものとしては、子供の人数の減少、過疎化などが表面化した大きな課題となってきました。地域に学校がなくなってしまうことは「子供が育てにくい環境になる→若い世代が住まなくなる→過疎化が進む」ことだと感じますので、出来るだけ学校を残していただきたいのが本心です。計画書の中にあるように地域の住民とよくコミュニケーションすること、小規模となっても継続するオプションを残していただくことがあるとありがたいと思います。要はそれぞれのケース、地域に合った対応をしていただきたいということです。</p>	<p>学校の状況や地域の実情はそれぞれ異なっていますので、保護者や地域の皆様との話し合いを通して、児童生徒の様子、地域の実情などを丁寧に把握してまいりたいと考えております。また、統合となった場合には、学習の中で学区全体の地域の特色を取り入れるなど、地域と連携した取り組みを進め、児童生徒が地域との関わりを深め、また地域への愛着を持ち続けていけるような取り組みを進めてまいります。</p>
5-6	<p>統廃合を地域全体（仙台市）の問題として捉え対応していただきたい。</p> <p>統廃合の問題の裏には人口が一時的に増える地域（ニュータウン）や、過疎化の問題があると思います。私の住んでいる地域では、市街化調整区域でそこで生まれ育った人も家を建てることのできな</p>	<p>将来の人口減少が予想される中、本市にとりましても児童生徒の減少や学校の統合は重要な課題であると認識しております。</p> <p>本市では、長期的な目標を掲げる「基本計画」、中期的に取り組む「実施計画」と時</p>

	<p>い現状があります。その辺のところに工夫の余地があるように思えます。時代にあった法整備を教育部門だけでなく市全体として行っていただく目線が必要と感じます。</p>	<p>代の流れに合わせた計画を定め、自然と調和し、市民の健やかな生活が持続可能な都市づくりを市全体で進めております。</p>
5-7	<p>学校の存在は、地域の重要拠点でもあります。</p> <p>準限界集落となっている地域は、今何らの手を打たなければ、10年後にはさらに深刻な状況になるのではないかと危惧しています。</p> <p>ここに、社会学・地域学を専門とする先生の記事を添付します。</p> <p>『私は、過疎地での地域再生のキーポイントは学校だと思います。…92年以降全国で廃校になった公立小中高校は5259校。うち小学校が3485校。子供を育て、地域の持続性を維持するには少なくとも小学校というインフラが不可欠です。小学校のない地域では、若い家族のU・Iターンは期待できず、衰退の一途です。効率性優先で、生徒一人当たりの費用が高い小規模校を廃校にすることは、極めて近視眼的です。その跡地利用や地域活性化策に費用を投じるよりも、小学校を何とか存続させ、若い世帯が移住できる余地を残すことが、持続的な地域の最低条件です。地域の核としての学校の存在意義を見直すべきです。』</p> <p>是非、学校統廃合という教育関係者の一点論争にならず、地域振興策も考慮し、まち課や専門の先生を交えた学校問題となるよう希望します。</p>	<p>一定規模確保に向けた取り組みにおいては、保護者や地域の皆様に、小規模校には良さとともに課題があることをご理解いただき、教育委員会においても保護者や地域の皆様との話し合いを通して、児童生徒の様子、地域の実情などを把握してまいりたいと考えております。このような話し合いを丁寧に進めた上で、まちづくりなどについては、関係する部局の対応を求めてまいります。</p>
5-8	<p>道路整備による時間短縮、スクールバス運行のための安全対策、通学路の街灯及び防犯灯その他のインフラ整備、本来小学校区ごとに整備されるべき施設の正常な管理運営、震災、悪天候における登校不可能地域の地域学習支援策、学校がすべての地域と疎遠にならない交流策など多くの課題調整の末、最終判断として統合が進められることもあるかもしれない。</p> <p>子どもの安全策が優先され、児童数の推移だけでなく都市計画や地域の将来性を考慮した長期計画をもって発表される事を希望します。</p>	<p>小規模校を統合する場合にも、存続させる場合にも、児童生徒の安全確保は最優先で検討されるべきことと考えております。また、一定規模確保に向けた方針は、特定の地域の小規模校の教育環境を改善する目的で策定するものではないことから、都市計画や地域の将来性を考慮した内容とはなっておりませんが、保護者や地域の皆様との話し合いの中で、インフラ整備などについては、関係する部局へ対応を求めてまいります。</p>

ご意見の概要		教育委員会の考え方
過大規模校の定義に関すること (意見数 1 件)		
1	過大規模校の定義について「学級数が 31 以上」とされていますが、「既存設備収容能力が学級数 30 以下で、現在の学級数が既存設備収容能力を超えるもの」を追加すべきと考えます。例えば、学級数が 30 以下であっても既存の校舎では収容しきれずプレハブ校舎を仮設しているような学校を想定しています。もし、この学級数を動かさないのであれば、現在学級数が 30 以下で教室が不足し仮設校舎を設置している学校については、30 学級収容できる施設に至急増築すべきだと考えます。	本方針 (中間案) は、学校規模の観点から、過大規模校化により生じる多面的な課題とその対応を取りまとめたものであり、現有施設の個別の状況から生じる教室不足への対応は別途進めているところです。これまでも教室不足への対応は、各学校の実情を考慮し対応しておりますので定義付けは不要と考えており、引き続き確かな児童生徒数の見通しに基づく計画的な対応など、本方針の内容も十分踏まえつつ具体的に進めていきます。
避難所機能に関すること (意見数 1 件)		
2	私の地域の小学校に関しては、学生数の観点からのみならず、災害時の避難所機能としても、施設規模が不足しているのではないかと感じます。	所管部局では、災害時に避難所の収容可能人数以上の避難者が集まる可能性を検討し、仙台駅周辺の 5 施設と「帰宅困難者一時滞在場所」の協定を締結し対応しています。また、避難所は「仙台市地域防災計画」において、避難者を一時的に受け入れる施設、必要最低限の生活を支援する施設と位置付けており、収容人数を超える場合などに、事前協議により市民センターなどを補助避難所として活用することとしております。
対応の優先性に関すること (意見数 1 件)		
3	「一定規模の確保」と「過大規模校化への対応」を比べた場合、「過大規模校化への対応」に力点を置くべきと考えます。なぜならば、「一定規模の確保」は、クラス替えができないといったような教育内容の問題であるのに対し、「過大規模校化への対応」は、施設の不足等による教育環境の悪化の問題であり、教育内容の問題以前の問題であると考えからです。よって、行政の取り組みとしては、「過大規模校化への対応」を優先して行うべきと考えますが、中間案では、記載順・記載量いずれも、費用の削減が見込める「一定規模の確保」に力点を置いているように見受けられました。	本方針 (中間案) は、学校規模に起因する様々な課題への対応を行うことにより、望ましい教育環境を確保する観点から、小規模校化と過大規模校化の両面についての考え方を示しています。小規模校化と過大規模校化にはそれぞれ異なる課題があり、対応も異なりますが、一方の取り組みを優先するというのではなく、全ての学校を見渡したうえで、適切な対応を進めていきます。
仮設校舎での対応に関すること (意見数 1 件)		
4	「過大規模校化への対応」として、プレハブによる仮設校舎を設置している学校がありますが、この校舎を学級教室として利用していることに疑問を感じます。例えば、私の地域の小学校の場合、5 年生 3 クラスがこの仮設校舎を利用しておりますが、毎日使う 5 年生の学級教室を本校舎に残し、仮設校舎には、図画工作や家庭科で使う教室などを移設すればいいのではないかと考えます。また、立场上、PTA が利用する部屋は、真っ先に本校舎から仮設校舎に移すべきだと考えます。仮設校舎は、空調が入ったとしても、環境がよくありません。仮設校舎が常態化する状況だけは避けるべきです。	図画工作教室や家庭科教室などの実習目的を持って整備されている教室は、普通教室として継続的に使用することは難しいことから、仮設校舎は普通教室での使用を基本とし、設置の際は本校舎に劣らない仕様で整備しております。 今後も将来的な児童生徒数の見通しに基づき、恒常的に仮設校舎が設置されることの無いよう計画的に取り組んでいきます。
指定変更許可区域に関すること (意見数 1 件)		
5	中間案では「現有施設を活用した対応」を前提とし、通学区域の変更を基本とされており、通学区域の変更では不十分な場合には分離、それでも対応ができない場合に、仮設校舎の設置や校舎の増築を行うこととされております。さて、小学校が選択可能となる地区があります。これは、地理的に見	指定変更許可区域は地域にお住まいの方々の総意に基づき、申請を受けて設定しているもので、指定学校以外の隣接学校を入学時または転入学時に選択できる区域です。通学区域の変更を検討する際には、この区域についての検討を前提としたうえで、

	<p>て、どちらの学校でも通学可能と行政が判断している地区だと思われま。仮設校舎が設置されている小学校や、仮設校舎が設置され、かつ、校舎の増築が開始されている小学校においても、選択可能地区があり、その地区の多くの方がその小学校に通われているようです。上記手順からすると、まずは通学区域の変更を検討すべきであるはずですが、選択可能地区の存在は、これが行われていないことを示しているのではないかと思います。</p>	<p>地域ごとの実情を考慮しながら取り組んでまいります。</p>
<p>教室不足への対応に関すること（意見数1件）</p>		
<p>6</p>	<p>教室が不足する事態となった場合には、仮設校舎の設置の前に、通学区域の変更・学校の分離を行い、それでも不足する場合に、増築にかかる期間のみ仮設校舎を使用すべきと考えます。</p>	<p>既に教室不足の状態となっている学校や今後教室不足となる可能性がある学校については、本方針の内容も踏まえつつ、児童生徒推計をもとに各校の実情を考慮しながら対応を進めていきます。</p> <p>取り組みにあたっては、通学区域の変更を基本としたうえで、仮設校舎等の整備について検討していきます。</p>
<p>教育環境とまちづくりに関すること（意見数2件）</p>		
<p>7-1</p>	<p>あの震災で、地震による被害の甚大さを経験した仙台市ですが、高層マンションの乱立に強い違和感を感じます。学校の受容規模などにお構いなしに「〇〇学校に徒歩〇分」などの宣伝が飛び交い、人口が集中しています。学校は学区に居住する子どもたちを受け入れるしかありませんから、マンモス化を止めることはできません。また、西部の団地も開発も急速に進んでいます。地域の小学校は、すでに満杯です。</p> <p>切磋琢磨することで能力を伸ばしやすいとメリットの部分として説明されていますが、メリット以上に、早急な解決が求められるデメリットの方が大きく、子どもたちの抱えるストレスはいかばかりかと想像するものです。</p> <p>仙台市の開発は、学校の現状にはお構いなしに進んでいっています。過大化は一気に進み、プレハブ校舎、特別教室の普通教室への転化、校庭や体育館使用時間の制限、廊下にまであふれるロッカー、工夫の限度は超えるばかりです。それは、市教委の皆さんも知っての通りです。しかし、そこで生活する子どもたちにとって、生活する期間、心身の成長が著しい子ども期をどれだけ豊に保障されるのかは重大な問題です。</p> <p>仙台市の土地を経済優先の施策で切り売りして、杜の都、学都仙台と言われたことは跡形もなく消えました。緑の公園は消え、高層マンションが乱立し、そのスピードに学校建設は追いつかず、それに加えて、学校用地も確保できない状況にあります。</p> <p>防災の面でも、避難場所になる学校が、増加する人口に対応できない事が考えられます。</p> <p>前述しましたが、子どもが豊かに育つ街をどう造っていくかという方針が全く見られず、子どもたちにとって大切な施策が後回しになっていることが、このような状況を引き起こしているのだと思っています。</p> <p>過大規模校の解決には予算が伴います。しかし、子どもの成長は待ったなしです。貴教育委員会のさらなるご尽力に期待いたします。</p>	<p>過大規模校化による様々な課題に対応するための取り組みとして、本方針を策定し、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる教育環境づくりに努めてまいります。その際には、大規模開発の見通しなどの児童生徒数に影響する要因について、関係部局と更なる情報共有を行いながら、よりの確に把握し対応していくことを、本方針においても明確化します。</p> <p>※中間案修正</p> <p>「過去の転出入や出生の状況のほか、<u>関係部局との情報共有により今後の大規模開発の見通しを的確に把握しながら、児童生徒推計を毎年度行います。</u>」</p>

7-2	<p>学区変更などで対応できる範囲を超え、新設分離すべき実態が生じてから、対策を考え始めても、学校建設までに要する手続き・日数のため、当該地域の子ども達の学習環境は直ぐに改善できない。都市計画による人口動態など、社会学的見地から、中長期的見通しをもって対処すべき課題である。</p> <p>また、都市計画それ自体にも人口動態がもたらす影響をどう見るかの視点が持たれるべき。今を生きる子ども達にとって、その年齢のその時間をどう過すことができるか、重要な要素である。</p>	<p>毎年度児童生徒推計を行っただけで、現に過大規模校となっている学校だけでなく、将来的に過大規模校となる見通しの学校についても、本方針を策定し計画的な対応を行っていくこととしています。その際には、市全体の人口動態や都市計画も含めた将来的な児童生徒数に影響する要因について、関係部局と更なる情報共有を行いながら、よりの確に把握し対応していくことを、本方針において明確化します。</p> <p>※中間案修正 「過去の転出入や出生の状況のほか、関係部局との情報共有により今後の大規模開発の見通しを的確に把握しながら、児童生徒推計を毎年度行います。」</p>
<p>策定の進め方に関すること（意見数1件）</p>		
3-2	<p>今回一定規模確保についてと担当課が違うのはなぜか？</p> <p>基本的考えとしては同じベースがあることで、まして、市民に個別にパブコメをせよという姿勢は行政としていかなものか。上から目線を感じる。</p>	<p>一定規模確保に向けた取り組みと過大規模校化への対応の取り組みは、担当課は異なりますが教育委員会として一体的に取り組を進めてまいります。</p> <p>また本市では、市の基本的な計画等を策定する際にパブリックコメントを実施しています。この手続は、計画等の案の段階でその内容を公表し、広く市民の皆様から意見をいただき市政への参画を促進する趣旨で行っているものです。</p>